

# 第3回西知多医療厚生組合議会臨時会

## 会 議 録

平成26年8月4日

西知多医療厚生組合議会

## 平成26年第3回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名 .....	4
会期の決定について .....	4
諸般の報告について .....	5
西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について .....	5
平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号） .....	9

## 平成26年第3回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 平成26年8月4日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員 (14人)

1番 早川直久

8番 伊藤正治

2番 蔵満秀規

9番 渡邊眞弓

3番 田中雅章

10番 大村 聡

4番 井上正人

11番 夏目 豊

5番 工藤政明

12番 小坂 昇

6番 神野久美子

13番 島崎昭三

7番 辻井タカ子

14番 江端菊和

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成26年8月4日 午後1時30分

閉会 平成26年8月4日 午後2時10分

第1日 (8月4日)

1 出席議員(14人)

1番	早川直久	8番	伊藤正治
2番	蔵満秀規	9番	渡邊眞弓
3番	田中雅章	10番	大村聡
4番	井上正人	11番	夏目豊
5番	工藤政明	12番	小坂昇
6番	神野久美子	13番	島崎昭三
7番	辻井タカ子	14番	江端菊和

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	鈴木淳雄	副管理者	宮島壽男
副管理者	近藤福一	副管理者	渡辺正敏
[総務部]			
総務部長	小川隆二	総務部部長兼 病院事業部部長	伊藤弘和
総務課長兼 衛生センター所長	岩田光寿	経営企画課長	内山貴裕
新病院建設課長	橘重夫		
[病院事業]			
医療監兼 知多市民病院長	浅野昌彦	東海市民病院長	千木良晴ひこ
病院事業部長	天木洋司	病院事業部次長	竹内慎二
管理課長	前田達郎	管理課課長	岡田光史
医事課長	深谷篤孝	医事課課長	岩堀良治
開院準備室長	下谷裕一		
[看護専門学校]			
看護専門学校長	竹内晴子	庶務課長	彦坂邦之

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 神野規男

[知多市]

健康福祉部長 永井誠

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 佐々木美喜子 書記 榎田竜也

書記 西山和智

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	13	西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について
5	14	平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第2号)

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月4日 午後1時30分 開会)

議長 (江端菊和)

皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、御参集をいただきまして大変御苦勞さまでございます。

現在の出席議員は、14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成26年第3回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者からあいさつをいただきます。

管理者 (鈴木淳雄)

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成26年第3回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について初め2件の議案でございます。何とぞ十分な御審議をいただき御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 (江端菊和)

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

議長 (江端菊和)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、2番蔵満秀規議員、12番小坂昇議員を指名いたします。

---

議長 (江端菊和)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたしました。

---

議長（江端菊和）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成26年3月分から同年5月分までの例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

---

議長（江端菊和）

日程第4、議案第13号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（天木洋司）

ただいま上程されました議案第13号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、貸与の対象となる学生の範囲を、多様な知識を持つ看護師等の人材確保を図るため、養成する施設を追加するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、管理課課長から御説明申し上げます。

管理課課長（岡田光史）

議案第13号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては、主に、貸与対象となります養成施設の追加で、現行、公立西知多看護専門学校としているものに、来年4月に看護学部を開設予定の日本

福祉大学を追加し、あわせて管理者が特に必要と認める場合について、規定の整理をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

最初にですね、第2条の2のところに、公立西知多看護専門学校と日本福祉大学ということで、日本福祉大学が追加されています。これまで、看護学生の学資対応を行ってみえているのですが、今回日本福祉大学が増えたことによって、貸付人数の枠及び審査等をどのように考えて進められようとしているのかという点について1点伺いたします。

次は3項にですね、管理者が必要と認められたということで、養成所が新たに明文化されております。他の条例などを見ますと、このように明文化されているように思っていますが、この3項を新たに明文化して設けた理由はどのようなものかということと、また貸し付けはどのような場合を想定してみえるのかという点について、2点をよろしく願いをいたします。

管理課課長（岡田光史）

御質問の1点目、貸付人数の枠及び審査等をどのように考えているかについてでございますが、将来の採用予定を勘案し、予算計上の際、適切にそれぞれの枠を設定したいと考えております。

また、審査につきましては、現状では、原則、小論文及び面接により行っておりますが、今後もそれを踏襲してまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の2点目、3項を設けた理由及び貸し付けはどのような場合を想定しているかについてでございますが、これまで、「管理者が必要と認める場合はこの限りでない」としておりましたものを、他病院の同様の条例を参考に規定の整理をするものでございます。

なお、この改正による運用方法の変更はございません。

7番議員（辻井タカ子）

今の御説明では、適切な枠を設けるということで、1項でした場合ならそんなに問題はないと思うんですが、2項の大学を一応ここに挙げられてみえますと、人数



的なもので、個々同一にしていくのか、論文とか面接を中心にしながらそこでの区切りをつけるのかということによって、大学における印象というんですかね、違ってくると思うんです。そうした場合は、2項がやはり学生の方々が励みをもってやれるような対応にしていくべきではないのかなということを思いますので、そのあたりはどのようにお考えかという点と、もう一つは、日本福祉大学への申請の要請とか働きかけは今後どのようにされようとしているのかという点について、再度よろしくお願いをいたします。

病院事業部長（天木洋司）

御質問の1点目でございますが、まず公立西知多看護専門学校と日本福祉大学につきましても、枠としては別々で考えております。それからですね、日本福祉大学への働きかけということでございますが、本日御議決をいただきましてからですね、今後大学関係者とですね具体的にどういう形で募集をする際の手続き等を詰めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

11番議員（夏目 豊）

それでは3点お願いします。

1点目、3項の規定を設けた理由と現段階でほかに想定される対象施設は有るのか。

2点目、新たに加えた「日本福祉大学」で、どの程度の看護師確保を見込むのか。

3点目、全体として、修学資金貸付対象者への一定期間、例えば3年程度、西知多総合病院での勤務を設定出来ないのか。その場合の課題は何か。ということでもよろしくをお願いします。若干質問がかぶっていますけども、そのへんについてもよろしくをお願いします。

管理課課長（岡田光史）

御質問の1点目、3項を設けた理由と現段階での想定される対象施設についてでございますが、現状では、組合の看護専門学校からの応募で欠員がでますと、「管理者が必要と認める場合はこの限りでない」として、この規定を適用しておりますが、他病院の同様の条例を参考に、規定の整理をするものでございます。

また、欠員分の募集にかかるところでございますので、ほかに具体的に対象施設

を想定しているものではございません。

続きまして、御質問の2点目、日本福祉大学でどの程度、看護師確保を見込むのかについてでございますが、当面、看護専門学校と大学で、できるだけ必要な看護師を確保できるよう、その時々看護師数の状況や、退職見込等を踏まえて、募集人員を予算計上してまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の3点目、修学資金貸付対象者への一定期間の勤務設定とその場合の課題についてでございますが、現在は、貸付期間と同月数を勤務した場合に返還を免除することにより、一定期間の勤務を期待しているという状況でございます。現状では、返還して他病院へ勤務することも想定されますが、西知多総合病院での一定期間の勤務を義務づける設定は、職業選択の自由の問題もあり困難と考えております。つきましては、実習受け入れなどの機会を捉え、学生に魅力を持ってもらえる病院、長く働きたいと思ってもらえるような病院になるよう努力してまいりたいと考えております。

#### 1 1 番議員（夏目 豊）

ありがとうございました。3点目で若干再質問をさせていただきます。基本的には職業選択の自由とかいろいろあってですね、設定はできないという中で、やはり看護師不足が非常に厳しい中で、公立の看護専門学校を持っているという理由は何かということもしっかりと捉えたうえで、要は貸し付けるということは基本的にはそういうことをしっかりと理解してもらいながら貸し付けるという意味で、面接と論文という話でしたけど、そこも含めて徹底していただきたいということと、もう1点は看護師さんが喜んで来てくれるような病院をつくるという意味で努力していただけるということによろしいのでしょうか。質問します。

#### 管理課課長（岡田光史）

議員にそのようにご理解していただければと思っております。

#### 議長（江端菊和）

ほかに。

#### 1 3 番議員（島崎昭三）

1点お願いします。今回日本福祉大学を追加するということではありますが、規則で規定している普通貸与1箇月30,000円については、改定するのかどうか、この点についてお伺いします。

管理課課長（岡田光史）

1月の貸与金額を改定しないのかという点についてでございますが、組合の看護専門学校の授業料と、大学の授業料では、金額に大きく開きがあるかと想定しております。これまでは一律、1月30,000円としておりましたが、大学生に対しては増額することを検討しております。金額につきましては、他病院の同様な制度との均衡も考慮し、予算に計上してまいりたいと考えております。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第13号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第5、議案第14号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（天木洋司）

ただいま上程されました、議案第14号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

第2条は、予算第5条の表中、新病院の開院に向け、新たに患者寝具等借上料を

始め9件、債務負担行為を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（前田達郎）

議案第14号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第2号)」の補足説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。平成26年度債務負担行為に関する調書でございますが、今回新たに計上いたしました案件9件は、すべて平成27年4月1日以降に債務が発生するものでございます。

これは、新病院が平成27年5月1日から開院することとなり、すべての業務におきまして、事前に契約することにより、業者が開院前に物品の調達及びスタッフの確保等を行うことで、混乱なく業務が遂行できるようにするものでございます。

表中、事項の1件目、患者寝具等借上料は、主に入院患者等のかけ布団、毛布等を借り上げるもの、白衣等借上料は、看護師等のユニホームを借り上げるもの、カーテン等借上料は、病棟・外来処置室等で患者さんのプライバシーを守るため仕切用として、借り上げるもの、表中、事項の6件目、医事業務等委託料は、外来各科の受付及び診療報酬請求事務等を委託するもの、施設管理運転等委託料は、新病院の施設管理、清掃、警備等を委託するもの、洗濯業務等委託料は、新病院内での洗濯等を委託するもの、滅菌業務委託は、手術用器具等の滅菌業務を委託するもの、物流管理業務委託料は、病院内各科への定期的な診療材料及び消耗品等の配送を委託するもの、臨床検査手数料は、病院内では調べることができない検体検査等を実施する手数料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

そうしましたら、最初にですね、今回委託化が9件新たに計上されました。それで委託によってですね、看護師さんなどの専門外の部署を委託化することによって軽減などが図れることになるのではないかという点も多々あるかと思っておりますけれども、最初にですね、患者寝具、白衣、カーテン等ですけれども、借上料の

契約期間が異なる理由は何かということについてお伺いします。

2点目は、9件の債務負担行為は、単年度の単価算出をどのように算出して限度額が出されてきているのかという点についてお聞きをいたします。

3点目は、これもですけれども債務負担行為における人件費の考え方についてお伺いをしておきたいと思いますが、今は多くが人件費に係る費用が委託の比率が高いというふうに思うんですが、こうした人件費を削減することによって入札に参加する条件が広がるということはあるとはならないというふうに思っているわけです。適正な人件費を行政としてもしっかりと見積もって適切な費用を定めることが必要ではないかという点の一つありますので、そういう点についてお伺いをしておきたいということと、大きな病院ができるということで地元の商店や企業の方が非常に期待をされております。それは、病院に納入するものなどがですね、自分たちの商売の部分企業の部分でも何らかの形で反映できないのかという声が聞かれてまいります。それでですね、そうした方々の事業参入の機会、またその位置づけなんですけれども、配慮が必要と思うのですが、今回そういうものについてはどのように考えてみえるのかという点についてです。

4点目は債務負担行為がございまして、各々の事業効果をどのように考えて委託化にされているのか、またこの委託に係る問題点は検討のときにどのように把握されて見えるのかという点について、4点よろしくお伺いします。

管理課長（前田達郎）

御質問の1点目、患者寝具等、白衣等、カーテン等借上料の契約期間が異なる理由は何かについてでございますが、患者寝具等借上料の対象物品は、患者用掛け布団、毛布等で、この物品の標準的な使用期間は、3年となっております。次に、白衣等借上料は、看護師等が着用するユニホームで、この物品の標準的な使用期間は、4年となっております。最後に、カーテン等借上料は、病棟・外来処置室等で患者さんのプライバシーを守るための仕切用として使用するカーテンで、この物品の標準的な使用期間は、5年となっております。従いまして、契約期間が異なる理由としまして、物品の標準的な使用期間の違いでございます。御理解のほどよろしくお伺いいたします。

次に2点目、追加する9件の債務負担行為は単年度の単価算出をどのように算出して限度額を定めているのかについてでございますが、今回の9件は、借上料、委

託料、手数料の3種類に分類することができます。

まず、借上料については、市場の流通価格を参考にして算出しています。次に、委託料については、人工要因が多いものは、業務の難易度・専門性等を検討し、建設物価・コスト情報等の資料及び現行契約内容を参考にして算出しています。最後に、手数料につきましては、その検査項目の市場単価を参考にして算出しています。

次に3点目、追加する9件の債務負担行為における人件費の考え方及び地元商店、企業等の事業参入の機会への配慮が必要と思うがなされているかについてでございますが、人件費の考え方につきましては、業務の難易度、専門性等を検討し、建設物価、コスト情報等の資料及び現行契約内容を参考にして算出しています。

次に、地元商店、企業等の事業参入の機会への配慮が必要な点でございますが、事業規模、専門性といったことを考慮しつつ、今後、業者選定を行ってまいります。

なお、委託に該当する契約につきましては、落札業者による従業員確保のため、地域住民が雇用されていることが通例でございますので、よろしくお願いいたします。

次に4点目、追加する9件の債務負担行為について、事業効果をどのように考え、問題点等の検討はどのようにされているかについてでございますが、今回の9件は、借上料、委託料、手数料の3種類に分類することができます。

事業効果としましては、まず、借上料の3件については、必要とする数量だけを借り入れることにより、運営されることとなりますので、過剰な在庫物品を持つことなく効率的な運用が図れます。次に、委託料については、業務を遂行する上で、必要となる高度な専門知識、技術者等といった分野を委託業者で担うこととなり、医療サービスのレベルアップにつながります。最後に、手数料につきましては検査機器、試薬等の購入抑制が図られ、経費の節減が図られます。

問題点といたしましては、病院事業を行っていくための技術習得の蓄積が弱くならないよう、職員を育成してまいります。

#### 7番議員（辻井タカ子）

3点目の人件費の考え方ですけれども、このところで基本的に一業務の委託化についてですけれども、業務の質について不安を持っているというところでの一業務についての不安をもっている病院がみえます。それはなぜかといいますと、先ほどもありましたけれども、窓口が委託化にされるということによって、その窓口は

病院の顔であるということの位置付けなんですね。入ってきた方々が、その病院のどんな病院なのかということは、その受付を見ればわかるという点で、委託を選択、経費の面からはちょっと別として、委託化を留まるという病院がみえます。組合の場合ですと医事業務を委託化にされるということですので、3番目のところでは、委託における専門性をどのように図るのかという点では、正規の職員、それからパートの職員の配置をどのように考えて質の向上をするように努められようとしているのかというその検討について、最初にお伺いをしておきたいということです。それから委託した場合と委託しない場合、このままやった場合の具体的な削減効果をどのように見積もって今回委託化を提案されてみえるのかという点について再度この部分については4番目になると思うんですね。その4番目の中にプラス面、マイナス面の慎重な検討を仕様書の中で明らかにしていくということが必要だと思うんですけども、その仕様書をどのように検討されて、そのマイナス面をカバーしてやっていくような内容にされているのかという点について、そのスケジュールも含めてよろしくお願いをいたします。

議長（江端菊和）

辻井議員3点でよろしいですか。

医事課課長（岩堀良治）

医事業務の委託の件につきまして私の方から、組合の職員ですとやはり異動のたびごとに新人職員という形で行きますけれども、医事業務を受託している業者さんにつきましては、今こちらが委託している業者さんも日本全国の病院で委託業務を請け負っている業者さんですので、近隣病院で経験している職員さんを異動によって持ってきていただいたり、また窓口業務の時間によって、フルタイムの方ばかりでなくて、いろんな午前中だけだとか2時までだとか、そういった勤務時間も複雑になってまいります。そういったことに対応していただけるということはまた委託業者さんの方のメリットがございまして、組合の正規の職員でその辺対応していくとなるとなかなか難しいこともございます。また非常勤として募集するについても経験といったものが疑問になるものですから、そういった意味を含めまして、委託業者の方がメリットがあるというふうに考えております。以上でございます。

管理課長（前田達郎）

御質問の仕様書の件の方なんですけれども、仕様書につきましては、今御指摘いた

だいたとおり、人件費の削減という観点ではなく、サービスをいかに有効的に発揮できるかということ配慮して、必要スタッフをその人数を要求する仕様書はちょっと委託の中ではできませんので、やる業務をより詳細に書きまして不足のないような形で補ってまいりたいと思っております。こちらの方につきましては、契約の方法で、入札の方法と今若干プロポーザルという形で各業者さんからの機能性を発揮できる逆の提案型のような方法の契約も考えておりまして、今の一業務、あと設備管理そういったものについてはプロポーザルでこちらの方につきましては9月の末、及び医事業務については若干まだ遅れてまいりますが、そんなような形で多くのノウハウを各業者から提案いただいた形でサービスの提供に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（江端菊和）

よろしいですか。ほかに。

11番議員（夏目 豊）

それでは通告の3点質問させていただきます。

契約期間の異なる理由と、契約期間の設定の基本的な考えについて伺います。

2点目、委託契約事項はこれまで両市民病院で行ってきた契約と同じか。異なるのであれば、その理由について伺います。

3点目、包括契約という選択肢は無かったのか。そうしなかった理由について伺います。答弁が重複することも含めてよろしくお願いいたします。

管理課長（前田達郎）

御質問の1点目、契約期間の異なる理由についてでございますが、今回の補正予算は、借上料、委託料、手数料の3種類となっております。御指摘の契約期間の異なっているものは、借上料で、その理由といたしまして、借り上げる物品の標準的な使用期間により期間が異なるものでございます。契約期間の設定の基本的な考えは、3年を考えています。これは、事業の継続性、交替による競争性、経済状況の見通し、他の病院事例などを参考に3年間を基本的な期間として設定しています。

次に2点目、委託契約事項はこれまで両市民病院で行ってきた契約と同じか。異なるのであれば、その理由は、についてでございますが、新病院での委託等の契約については、両市民病院で実施してきた現行業務内容を比較検討し、新病院として求められる必要最小限の業務内容で契約しようとしており、委託契約事項としては、



ほとんど変更はございませんが、現行業務の比較検討の中で、必要に応じて変更をしている業務がございます。まず、物流管理業務につきましては、両市民病院とも医事業務内で物流管理業務を依頼してまいりましたが、新病院においては、業務実施にあたり一層の専門的知識や経験が必要となるため、単独の業務としてより専門性の高い業者との契約を予定しています。次に、洗濯業務につきましては、両市民病院とも、タオル類、検査着、手術着は病院内で洗濯してまいりましたが、新病院では、洗濯機等の初期投資の圧縮、作業スペースの有効活用、費用対効果等を勘案し、院外で洗濯することといたしました。次に、白衣借上料につきましては、東海市民病院では白衣は購入していましたが、経費の平準化、費用対効果等を勘案し、新病院では、知多市民病院の方式に合わせ、洗濯を含む借上料の対象といたしました。

最後に3点目、包括契約という選択肢は無かったのか。そうしなかった理由についてでございますが、基本的には、今回追加いたしました9件の事項につきまして、これ以上、包括化することは、事業者の専門性を活かせる恐れがありますので、御理解ください。以上でございます。

議長（江端菊和）

よろしいですか。ほかに。

13番議員（島崎昭三）

それでは2点お願いします。

まず、洗濯業務等委託料、滅菌業務委託料、それから物流管理業務委託料、臨床検査手数料について、先ほど提案説明がありましたけれども、もう少し詳しく具体的内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、臨床検査手数料が債務負担行為に該当する理由について、お聞きをいたします。

管理課長（前田達郎）

御質問の1点目、洗濯業務等委託料、滅菌業務委託料、物流管理業務委託料、臨床検査手数料の具体的な内容についてでございますが、洗濯業務等委託料は、タオル類、検査着、手術用の下着等の院外洗濯業務、感染物の一次処理業務、小物類等の院内洗濯業務及び白衣を除いた院内洗濯物の回収運搬業務をするものでございます。滅菌業務委託料は、医療用器材の滅菌・消毒業務をするとともに、手術室補助

業務をするものです。物流管理業務委託料は、病院内における診療材料、衛生材料、一般消耗品等の物流管理業務をするとともに、検体、再生滅菌物等の搬送・回収業務をするものです。臨床検査手数料は、病院内で検査することができない一部の検査項目等について単価契約により外部検査をするものです。

次に2点目、臨床検査手数料が債務負担行為に該当する理由についてでございますが、検査結果の数値は、各検査業者に若干の数値の違いが生じます。この数値の違いの補正や検査マスタを事前に作成し、平成27年5月からの診療に間に合わせるためには、年度内に契約先を決め、準備を進めていく必要があるためでございます。

議長（江端菊和）

よろしいですか。ほかに質問はございますか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第14号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第2号)」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（鈴木淳雄）

議長のお許しを得ましたので、第3回臨時会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本日は慎重に御審議をいただき御議決を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（江端菊和）

ありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年第3回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。

（8月4日 午後2時10分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年8月4日

西知多医療厚生組合議会 議長 江 端 菊 和

2 番 署 名 議 員 蔵 満 秀 規

1 2 番 署 名 議 員 小 坂 昇